

芦屋市条例第 25 号

芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例

芦屋市情報公開条例（平成 14 年芦屋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号</u></p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</u>この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第16条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会議を公開することにより、当該会議の<u>公正</u>又は円滑な運営</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>前項の<u>手続</u>をとった場合は、前条第1項の期間は、意見書の提出を受けた日から起算するものとする。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</u>この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第16条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会議を公開することにより、当該会議の<u>構成</u>又は円滑な運営</p>

改正後	改正前
に著しい支障が生ずると認められる場合	に著しい支障が生ずると認められる場合

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。